

合併市に関する調査

記入月日：平成15年5月19日

基礎情報

都道府県・市名	岐阜県・瑞穂市（みずほし）
合併期日	平成15年5月1日
合併形式	新設合併
住所(旧市町村名も記載)	岐阜県瑞穂市別府1288番地（旧穂積町）
人口（合併直近の国調）	46,563人(ただし、H13.6.1境界変更後の知事告示人口) 46,571人（平成12年国調人口）
面積	28.18km ²
議員定数	20名
関係市町村名	穂積町、巣南町

関係市町村合併直前の状況

	市町村名	人口（人）	面積（km ² ）	議員数（人）	高齢化比率（%）
関係市町村	穂積町	35,218	16.41	20	12.7
	巣南町	12,231	11.77	13	13.9
合計	—	47,449	28.18	33	—

関係市町村の財政状況

* 数値は合併直近の決算数値を使用。ただし、平成14年4月1日以降合併の場合、合併直近の予算を記入。

15年度予算（4月分）

関係市町村	市町村名	歳入合計（千円）	地方税（千円）		指定団体等の指定状況	財政力指数
			地方税	地方交付税（千円）		
関係市町村	穂積町	1,435,846	100,864	160,000		0.829
	巣南町	1,050,000	28,966	240,000		0.525
合計	-	2,485,846	129,830	400,000	-	-

財政力指数は、平成12年から平成14年の3カ年平均より

合併の概要

合併協議会の期日	設置年月日：平成14年9月25日	解散年月日：平成15年4月30日
内容	<p>平成14年9月25日、発会式及び第1回合併協議会。合併の方式を対等合併、新市の事務所の位置を現在の穂積町役場の位置とし、合併の予定年月日を平成15年5月1日とするなどの合併の基本項目が決定。組織体制は、6つの専門部会と小委員会を設置。小委員会については、新市建設計画策定小委員会と調整委員会を組織した。調整小委員会では、特別職の報酬について検討し、それぞれ合併協議会へ報告した。</p> <p>合併協議会は10月31日までに6回開催し、議会議員の定数及び任期、自治会の取扱い、農業委員会の委員の定数及び任期、上下水道料金の取扱い等各事業の調整・承認や新市建設計画の策定について協議を進めた。新市の名称については、公募などによらず、合併協議会において話し合いの中で候補選定を行っていくこととなり、第5回協議会において3候補まで協議により絞り込みが行われ、10月31日の第6回協議会にて、委員全員による投票により「瑞穂市」に決定した。</p> <p>合併協議事項は、第6回協議会までに全て終了し、新市建設計画は、10月31日、県と正式協議を行い、11月8日には、総務省への廃置分合に伴う市制施行に係る内協議を県へ申請した。12月6日、県より内協議についての総務省の回答を経たことを受け、同月10日、穂積町・粟南町合併協定調印式を開き、県議会議員、地域振興局長の立会のもと、両町長、合併協議会委員が合併協定書に調印した。そして、同月19日には、両町の議会において、合併関連議案を可決し、25日、廃置分合の申請書を県へ提出した。</p> <p>その後、県及び国の手続きが進む間も、合併協議会は、月に1回のペースで開催され、合併に係る諸手続きの報告が行なわれると伴に、新市に向けての交流が図られ、4月25日には、第11回の合併協議会を各専門部会の委員と合同開催し総括報告を行ない、約7ヶ月におよぶ合併協議を終了した。穂積町・粟南町合併協議会は4月30日をもって解散した。</p>	
住民発議について	有・ <input checked="" type="radio"/>	
市町村建設計画	計画の期間：平成24年(2012年)まで	
基本計画の主要項目	<ul style="list-style-type: none"> ・快適な交流都市の創造 ・住みやすい環境都市の創造 ・安心できる健やか都市の創造 ・心豊かな人づくり都市の創造 ・人がふれあう協働都市の創造 ・躍動する活力都市の創造 ・市民のための健全行政都市の創造 	
旧市町村庁舎の利活用	分庁舎方式を採用し、都市整備部、水道部、教育委員会、粟南庁舎管理部を粟南庁舎へ、その他の部課を穂積庁舎へ配置。(両庁舎の機能を保管するため、窓口を設置している。)	
電算システムの統合	1.新規システムの構築 2.既存システムの活用 3.相互システムの活用 4.その他 から選択	回答 2
議会の議員の定数に関する特例	有・ <input checked="" type="radio"/>	有の場合： 名
議会の議員の在任に関する特例	<input checked="" type="radio"/> ・無	有の場合： 1 年 0 ヶ月
議会の議員の報酬額	月額：24万円(但し新市施行時の暫定額)	
地域審議会の設置について	有・ <input checked="" type="radio"/>	
内容	なし	
地方税に関する特例	<input checked="" type="radio"/> ・無	
内容	国民健康保険税の税率は均一課税とする。ただし、平成15年度については、旧町それぞれの税率を使用する不均一課税とする。(平成14年10月9日 第3回協議会)	
合併特例債発行限度額(億円)	約108億円	

その他

協議された事項	<p>主要項目について、簡単な内容を含め10項目ご記入ください。(例：庁舎の位置 等)</p>
	<p>庁舎の位置 本巢郡穂積町大字別府1288番地とする。現在の穂積町役場を穂積庁舎、現在の巢南町役場を巢南庁舎とする。</p> <p>財産の取扱い 穂積町、巢南町の所有する財産、公の施設及び債務は全て新市に引継ぐ。</p> <p>農業委員会の委員定数及び任期 両町の農業委員会を合併時に統合し、新市の農業委員会の委員の定数及び任期については、両町の農業委員会の選挙による委員であった者について、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項及び第2項の規定を適用し、合併後1年間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。/農業委員会等に関する法律第7条の選挙による委員定数は20人とする。/農業委員会に関する法律第12条第1項第2号の選任委員は4人とする。</p> <p>町・字名の取扱い 穂積町の大字本田、大字只越、大字別府、大字穂積、大字稲里の「大字」を削除した名称とし、他は現行とおりとする。巢南町は全地区現行とおりとする。区域は現行とおりとする。</p> <p>保育所保育料 国の階層区分基準に従い、保育料の急激な変動がないように配慮して設定 最も人数の多い3歳以上第5階層の保育料は、16,600円。巢南地域では、700円の負担増が1,000円の負担増。穂積地区では、300円の負担減。</p> <p>上水道使用料など 巢南町の口径別基本水量付料金を穂積町と同一の基本水量付増増料金とし、メーター使用料を新たに設置する。新規加入者負担金は、穂積町の現行で統一。</p> <p>下水道使用料など 基本料金：10m³まで1,600円 超過料金：1 8 0 円 / 1m³ (2年間は軽減措置適用)とする。</p> <p>使用料・手数料など 住民票写し交付手数料300円など、ほぼ現行どおりで統一。</p> <p>常備消防 概ね5年間を目途に、新体制の確立を図る。(合併時は現行形態《穂積町は岐阜委託。巢南町は本巢消防事務組合で共同処理》を継続)</p> <p>就学区域 平成16年度 新市全域における就学区域の弾力化を目指します。</p>
	<p>残された課題について、箇条書きでご記入ください。</p>
	<p>消防の取扱(現在、旧穂積町地区が岐阜市への委託であり、旧巢南町地区が一部事務組合であり、今後の方針が確立していない。)</p>